

平成二十六年三月四日提出
質問第六〇号

返還前の沖縄と本土との渡航のあり方等に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

返還前の沖縄と本土との渡航のあり方等に関する質問主意書

一 一九七二年、沖縄が日本へ復帰する以前、沖縄においては出入管理庁なる機関が置かれ、本土と沖縄の行き来に関する行政手続きが行われていたと承知するが、右につき説明されたい。

二 沖縄が日本へ復帰する以前、本土側の人間が沖縄に出入域する際、パスポートの携行は必要とされたか。

三 出入管理庁の下、当時の沖縄においては、米国領という建前はあっても、いずれ日本に復帰するという前提の下、本土と沖縄との出入域手続きについて特別な枠組みが設けられていたと承知するが、右につき説明されたい。

四 三で触れたように、かつて沖縄が日本に復帰する前、特別な行政の枠組みが設けられていたことは、我が国固有の領土でありながら我が国への返還がいまだ実現していない北方領土についても適用可能であると考える。北方領土への邦人の渡航については、政府としてロシア政府のビザ発給を受ける形で北方四島へ入域することを自粛するよう、邦人に要請する閣議了解を決定しているが、それにより邦人の北方領土への渡航を制限するのではなく、沖縄と本土を行き来する際の手続きと同様の方策を用いて、邦人が四島

に行ける態勢をつくることは可能ではないか。安倍晋三内閣総理大臣の見解如何。
右質問する。